OECD Ø 環境保健安全 プログラム

OECD の 環境保健安全 プログラム

OECD 加盟国政府には 化学品の生産、 使用および廃棄の安全性を 確実なものとする 責任があります

環境保健安全プログラム(EHS): 安全性と経済性を結びつけるもの

OECD の環境保健安全(EHS)プログラムは、化学産業およびバイオテクノロジー産業によって生産され、市場で売買される製品で、環境、経済、私達の健康と生活水準、世界貿易、地域産業およびリンゴやオレンジなどの農作物に影響を及ぼすものに関するプログラムです。

塗料、接着剤、殺虫・防虫スプレー、化粧品、家庭用洗剤、ガソリンなど、 多くの化学物質が消費者に直接販売されています。また、自動車、コンピュ ータから合成生地、台所用品、医薬品に至るまで、何十万ものさまざまな商 品の生産にも多くの化学物質が使用されています。

化学産業は世界で最も大きな産業の1つであり、世界経済の中核を成すものです。化学産業の生産額は年間1兆5千億米ドルであり、工業製品の世界貿易額の約9%を占めています。

OECD 加盟国は世界の化学製品の約75 %を生産しています。したがって、加盟国政府は化学物質を可能な限り安全に生産、使用、および廃棄することを確保する重大な責任があります。

1970年代の終り頃から、OECD 加盟国政府は有害性試験およびリスク評価のシステムに基づいて化学品を規制してきました。このシステムでは、個々の化学品が人の健康や環境にどのような影響をあたえるおそれがあるか判定するための一連の試験を化学物質製造業者に対して要求しています。政府は、その試験結果と暴露の可能性を評価し、個々の化学物質をどのように管理するべきか判断します。このシステムの良い点は非常に厳密で包括的であるということです。しかしながら、政府と業界双方にとって時間がかかり、大きな出費が伴う場合があります。

EHS プログラムは、OECD 加盟国が負担を分かち合い、技術や知識を結集することによって、より良い仕事を迅速に行えるよう創設されました。EHS プログラムは次の3つの目的のために運営されています。

- 実験動物愛護の精神を考慮に入れた上での高品質な化学物質の試験 および評価方法の確立
- 化学物質管理の効率性、有効性の向上
- 化学物質および化学製品の取引における非関税障壁の最小化

このような目的に向かって、EHS プログラムは環境問題の中で現在最も重要なテーマである化学物質の人や野生動物への内分泌攪乱を起こす可能性、農薬の使用に伴うリスク、現代のバイオテクノロジーを用いた製品の安全性などに取り組んでいます。

EHS プログラムは、効率的な方法で質の高い化学物質管理を行えることを示してきました。当プログラムにより余分な試験をなくし仕事を分担し合うことで、OECD 加盟国政府および化学業界は年間で少なくとも5千万米ドルを節約できると推定されています。

CONTENTS 目次

OECD の概要	7
環境保健安全(EHS)プログラムの歴史	9
化学品プログラム	12
国際的調和と役割分担	12
・テストガイドライン	14
・優良試験所基準(GLP)	15
・非加盟国の参加	17
・新規化学品	17
・既存化学品	18
・有害性の分類と表示	19
意志決定のためのツール	21
	22
・リスク管理	23
関連プログラム	25
	26
· 化学品事故	28
· PRTR	30
・バイオテクノロジーの安全性	32
理事会決定・勧告および刊行物	34
・環境保健安全に関する OECD 理事会決定・勧告	34
・EHS刊行物リスト(抜粋)	37

OECD は

共通する問題について、 各国がともに分析し、 取り組めるようにするための 活動を行っています

OFCD の概要

経済協力開発機構(OECD)は、マーシャル・プランの実施を支援するために 1948 年に設立された欧州経済協力機構(OEEC)の後を継いで1961 年に創設 されました。現在OECD には30 カ国*が加盟しています。OECD の主な目 的は、持続可能な経済成長と雇用、生活水準の向上、および貿易自由化のた めの政策を推進することです。OECD における「持続可能な経済成長」とは、 経済、社会、および環境への配慮のバランスを保つことのできる成長を意味 します。

OECD は加盟国がともに、国内政策および国際政策を議論し、発展させるこ とができるように活動しています。すなわち問題の分析、実施措置の勧告を 行うほか、各国がそれぞれの経験を比較し合い、共通の問題に対する答えを 見出し、政策連携を図るための議論の場を提供しています。

OECD では、以下の分野のプログラムが動いています。

- 経済政策
- 教育
- 雇用・労働および社会問題 行政管理と地域開発
- エネルギー
- 環境
- 金融・財務・企業問題

- 食糧・農業・漁業
- 国際貿易
- 科学・技術および産業
- 統計
- 開発協力

また、複数の分野にまたがる、持続可能な開発、企業の運営管理(ガバナン ス)の在り方、電子商取引、規制改革といった問題に関するプログラムもあ ります。

*2000 年の OECD 加盟国は以下のとおりです:

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、 ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブ ルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、 スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国

欧州委員会もOECDの活動に参加しています。

OECD の活動は、いくつかの運営組織によって管理されています。その頂点には、全加盟国の大使によって組織されている OECD 理事会があります。理事会の主な役割は、OECD の予算と作業計画を評価し承認することです。さらに、理事会決定(特定の措置の実施に向けて全加盟国に対し法的な拘束力をもつ)や、理事会勧告(実施を強く求めるもの)の採択も行います。理事会とその他の OECD の組織の活動は、コンセンサス方式により進められています。

より専門的な個々の分野については、各種専門委員会、および加盟国の専門家によって結成される作業部会や作業グループが担当します。例えばEHSプログラムは、化学品委員会と化学物質、農薬、バイオテクノロジーに関する作業部会の合同会合が管理しています。各種委員会およびグループは、理事会同様、全加盟国の代表で構成されています。

OECD の日常業務は、OECD 事務局(パリ)の約1,800 人の職員によって調整・維持されています。EHS プログラムは、25 年以上にわたり環境政策に取り組んできたOECD の環境プログラムの一部です。

環境プログラムの目標は、以下のとおりです。

- 健康と環境を保護するための強力な国内政策を推進すること
- 経済、環境、社会政策を結びつけるための統合的取組みを推進すること
- 環境に関する目標や宣言の達成に向けての国際協調を強化すること
- あらゆるレベルでの環境に関する政策決定が透明で開かれたものとなるよう支援すること

環境プログラムは、環境保健安全のほかに、以下の活動も行っています。

- 環境保護と持続可能な開発について
- 環境汚染と経済成長を切り離した考え方について
- グローバリゼーションが環境に与える影響について
- 社会政策と環境政策の調和について
- 説明責任と各国の政策実施について

OECD の環境プログラムについて、さらに詳しく知りたい方は www.oecd.org/env にアクセスして下さい。

環境保健安全(EHS)プログラムの歴史

OECD は、化学品プログラム(現在の EHS プログラムの前身)が設立された 1971 年以来、環境保健安全について研究を続けてきました。

化学品プログラムでは当初、人の健康や環境に問題を起こすことが明らかになっていた特定の工業用化学物質(PCB、水銀、フロンガスなど)に焦点を当てていました。この活動の目的は、有害な化学物質の情報を共有し、リスクを削減するためにOECD 加盟国間で共同して行動を起こすことでした。

初期における本プログラムの大きな実績の1つが、PCB使用の制限に関する1973年OECD理事会決定です。これが、特定の化学物質による環境リスクの管理を目的に行われた最初の国際協調活動となりました。

ところが、1970年代半ばになると、少数の化学物質について一定期間集中的に取り組むだけでは、人の健康と環境を守るには十分ではないことが明らかになってきました。何千という新しい化学物質が、毎年国際市場に登場する中、OECD 加盟国はより包括的な戦略が必要であるとの合意に至りました。そこで、本プログラムは新しい化学物質が製造され市場に出される前に、各国が試験やリスク管理ができるような共通の方法の開発に取り組み始めました。これが、OECD 加盟国内における化学物質データの相互承認へとつながり、国際的調和と、貿易障壁を取り払うための重要な一歩となりました。

1980 年代には、リスク評価方法、リスク管理手法、化学事故の防止と対策 および事故後の対応に関する新しいプロジェクトも始まりました。また、新 規化学物質に関する活動に加えて、安全性評価を行うことが決定する以前に、 市場に流通していた既存の化学物質のうち生産量が多いものに関しても組織 的な調査を始めました。1990 年代には、農薬、バイオテクノロジーを利用した製品、PRTR に関するプロジェクトが開始されました。

今後EHSプログラムは、化学物質管理の効率性、有効性を向上させるための取り組みを継続していきます。さらに、試験方法、評価手法および情報共有のための場、および持続可能な開発のための戦略に必要なツールも引き続

き提供していきます。そして、新たな懸念が生じるたびに、新たな方向に展開していきます。

誰が参加しているか?

EHS プログラムの活動の主たる担い手は、OECD 加盟国政府の代表者です。さらに、産業界、学界、環境団体、消費者団体、労働団体および非加盟国の専門家もプロジェクトや諸会合に参加しています。

本プログラムは、他の国際機関との密接な協力の下に行われています。なかでも、地球規模の取組みとして、リオデジャネイロで開催された1992 年国連環境開発会議(UNCED)の勧告、2002 年ヨハネスブルクで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議のための実施計画は特筆できるでしょう。OECD はUNCED に基づき設立された2つの化学物質の安全に関する活動にも参加しています。その1つが7つの国際機関の活動調整を行うIOMC(適正な化学物質管理のための機関間プログラム)であり、もう1つが100カ国以上の各国政府間の活動調整を支援するIFCS(化学物質の安全に関する政府間フォーラム)です。

*OECD と国連の6つの機関

食糧農業機関(FAO)、国際労働機関(ILO)、国連環境計画(UNEP)、国連工業開発機構(UNIDO)、国連訓練調査研修所(UNITAR)、世界保健機構(WHO)

EHS のプログラムの下では、このパンフレットで紹介する 12 のサブプログラムが運営されています。パリのOECD 事務局では約30 名のスタッフがこれらのサブプログラムを支援しています。連絡先は以下のとおりです。

OECD 環境局(OECD Environment Directorate) 環境保健安全課(Environment, Health and Safety Division) 2, rue André-Pascal 75775 PARIS CEDEX 16 FRANCE tel:+33.1.45.24.93.16

fax:+33.1.45.24.16.75

e-mail: ehscont@oecd.org

関係者間の密接な協力

化学物質プログラム

国際的調和と 役割分担

テストガイドライン

テストガイドラインプログラムでは、化学物質規制の第一段階で必要な基本 ツールである健康と環境に対する有害性試験方法の開発を行っています。

OECD テストガイドラインは加盟国によって開発された試験方法を、個別の 化学物質やその混合物および調剤の有害性を評価するために集約したもので す。テストガイドラインは、物理化学的な性質に関する試験(可燃性・水へ

このガイドラインは 信頼できる試験方法の確立と 試験動物数の削減および 動物の苦痛を最小限に おさえることを目指しています



の溶解性など)、人の健康と野生動物に対する影響(短期毒性、長期毒性など)、環境中での残留性と分解性などについて定められています。

また、テストガイドラインでは、世界中の試験施設で同じように試験が行われるようにするために、各試験がどのように実施されるべきかが詳細に記述されています。例えば、生殖毒性に関するガイドラインの場合、試験対象とする動物の数、年齢、種類、飼育条件、餌の与え方、試験対象とする化学物質の濃度、および観察すべき点について説明しています。テストガイドラインは信頼できる試験方法を保証するだけでなく、実験動物の数を減らし、苦痛を最小限におさえることも目指しています。

OECD テストガイドラインは世界各地で、化学物質の試験の標準的な参照 ツールとして認知されています。当初1981年に50のガイドラインが公表されましたが、その後、新たに50のガイドラインが追加されており、科学の 発展と共に多くのガイドラインが更新されています。

さらにテストガイドラインプログラムでは、詳細なガイドラインが必要な理由についてのガイダンス資料や、特に高い関心が持たれたり、急激に進歩したりしている科学分野の現状についてのガイダンス資料を作成しています。

テストガイドライン、ガイダンス資料はともに政府、学界、産業界および

NGO(労働団体、環境団体、動物愛護団体など)の科学者らの合意に基づき 作成されます。草案に対する一般の方の意見も募集されます。

現在、本プログラムでは、新たに懸念を持たれている分野、すなわち、野生動物の生殖能力を低下させることがあり、人間にも影響するおそれのある内分泌攪乱という新たな分野に特に注目しています。ここでは、いくつかのテストガイドラインを開発し妥当性を確認するだけでなく、内分泌攪乱がいかに生じるかについて、より理解を深めることおよび評価方法の調和を図ることに努めています。この件の重要性から、本プログラムでは仕事の分担制度(ワークシェアリング)を制定しました。この制度は、内分泌攪乱作用の試験を受けずに市場に出回っている何千もの化学物質の評価をOECD 加盟国が協力して行っていくための制度です。

優良試験所基準(GLP)

OECD 優良試験所基準(GLP) は、テストガイドラインを補うもので、試験所における管理や試験実施、報告などに関する基準を定めています。

例えば、汚染を防ぐための試験区域や保管区域の設計、 計器の手入れや校正、実験動物の取扱い、試験結果の 記録や保管といった試験所における日常の研究活動の あらゆる側面に関する規定となっています。

GLP 基準は、化学物質の届出や登録のために規制機関に提出される試験結果が十分に良質かつ正確であることを確実にするためのものです。



GLP 基準は 試験所における日常的な活動の あらゆる面を規定しています

GLP 基準も、テストガイドライン同様に、化学物質の試験に関する品質基準として世界中で認められています。

GLP 基準が最初に公表されたのは1981 年のことです。その後1997 年に更新が行われ、15 年前には法規上要求されなかった野外実験やデータの電子化および電子保存といった新技術等も取り入れられました。

1989 年の理事会決定によって、各国政府は試験施設がGLP 基準を適用していることを確認する手順の確立と国際的連携の強化が求められるようになりました。

試験施設がGLP基準を適用するのを支援するために一連の文書が作成され、また、試験施設を査察し、研究を監査する政府当局のために、GLP基準遵守の監視に役立つよう別に文書が作成されました。

また、本プログラムでは、OECD 諸国のGLP 査察官のトップで構成されるGLP 作業部会の活動を支援しています。この作業部会では各国の査察プログラムを調査し、適合性問題についての話し合いが定期的になされていますが、これは国際的な結びつきを強化し、お互いの監視システムに対する査察官の信頼を構築するプロセスとなっています。GLP 作業部会はまた、国際調和に基づくGLP 基準の利用拡大を目的として、査察官のための研修コース、ガイダンス文書の作成や非加盟国との連携のためのワークショップの開催などの活動を進めています。

MADシステム

1981 年、OECD テストガイドラインおよび GLP 基準に基づくデータ の相互受入システム (MAD) がOECD 理事会で決議されました。

この理事会規則は、他国で規制目的の為に作成された試験データであってもテストガイドラインおよびGLP 基準に従って作成されたものであれば、そのデータを受け入れるようOECD 加盟国に求めたものです。つまり、同一の化学物質の届出、または登録をする場合には新たなデータを作成する必要はなく、OECD 加盟国内で同じデータを使うことが可能だということです。

MAD により、政府も、また産業界も、化学物質の届出と登録がさらに効率良く効果的に実施できるようになりました。MAD は質の高い試験データを保証し、またリスクを評価するための共通の情報基盤となるため、政府による評価とワークシェアリングの促進に役立っ

ています。さらに、試験の重複を避けることによって実験動物愛護と産業界のコスト削減にも貢献しています。これによって政府と産業界が節約できる費用は併せて年間少なくとも約5千万米ドルと見積もられています。

非加盟国の参加

1997 年より、OECD の非加盟国も MAD システムに参加することが可能になりました。2002 年に南アフリカが最初の参加国となり、近い将来、更に多くの国々が MAD に関連した 2 つの理事会決定に従うことが期待されています。化学品プログラムは非加盟国の参加を可能にするために、技術的支援を行っています。

新規化学品

新規化学品プログラムでは、企業が新たに上市を希望 する新規化学物質の評価を政府が行う際に必要な時間 と資金および人的資源を削減するための、さまざまな 活動が行われています。また、政府に新規化学物質の 情報を提出する際に、企業が費やす資金および人的資 源を削減できるようにも努めています。

このプログラムは以下のように、いくつかの方法で進められています。第一に、新規化学物質の情報および評価の共有に関して各政府が合意するための議論の場を設けます。第二に、コスト削減と情報の交換を容易にするため、化学物質の電子届出フォームを開発しています。第三に、政府による新規化学物質評価のため

このプログラムでは コスト削減と 情報交換の簡易化のため 化学物質の電子届出フォームを 開発しています



の標準フォーマットを作成し、OECD 加盟国のある国で作成された報告が他の国でも利用できるようにしています。第四に、環境にやさしい製品の承認

を促進し、より懸念のある化学物質の調査に資金および人的資源を回せるようにするために、リスクをほとんどもたらさないと考えられる化学物質のデータ基準について各国間の調和を図っています。

そして最後に、新規化学物質届出のプロセスの向上と国際的調和の第一段階として、プログラムはOECD 加盟国各政府における新規化学物質届出のシステムを目録にまとめています。

既存化学品

数千の高生産量化学物質の評価を 協力して行っています



既存化学品プログラムは、新規化学物質の届出制度が構築される前に上市され、政府によって有害性について十分な評価がなされないまま世界中で利用されている、何千という化学物質に関わるプログラムです。既存化学品プログラムは、主に2つの分野で活動を進めています。

第一の分野では「高生産量(HPV)」化学物質に関するデータを収集・作成し、さらなる調査が必要か決定するための初期評価を行います。いずれかのOECD 加盟国1カ国で少なくとも年間1000トン以上生産されている高生産量化学物質は5000種類以上も存在するため、この作業は膨大なものです。

このような化学物質に関する作業はOECD 加盟国内で分担されます。各国とも、合意された調査手法に準じて自国の担当する化学物質の評価を行います。この手続きに従って、SIDS (スクリーニング情報データセット)と呼ばれる最低限のデータセットを収集し、不足しているデータは補充して、最終的にはOECD の「コンセンサス有害性評価」となるような評価報告書を提出します。不足しているデータは、おおむね業界が自主的に新たに調査を行って補填しています。

2000年から、このプログラムは化学産業界の自主的な取り組みによって大

きく進展しました。化学産業界は2004年までに1000種類の高生産量化学物質のSIDS収集と有害性の評価を行うことを、率先して請け負いました。2002年半ばには約300種類の高生産量化学物質の評価が完了し、500種類がその進行途中にあります。

第二の分野の活動としては、このプログラムで作成したデータベースの維持に関するものです。このデータベースには高生産量化学物質だけでなく、もっと生産性の少ないものに関する情報も含まれています。この「EXICHEM」データベースを利用することにより、ある特定の化学物質の安全性に関して誰が何をしているのかを検索することができます。このデータベースはインターネットを介してアクセスが可能なため、化学物質の安全性に関するあらゆる面において各国は協力して活動する事ができます。「EXICHEM」は2002年半ば時点で3万件ほどの情報を有していますが、データ数は今後も増えていくことが予想されます。

有害性の分類と表示

分類と表示の調和に関するプログラムは、有害化学物質の分類方法の国際的調和を図ることを目的としたものです。個別化学物質および混合物は、物理的特性と健康と環境に対する有害性とに基づいて、いくつかのカテゴリーに分類され、分類されたカテゴリーの条件にあったラベリングをされます。ラベルには、輸送、貯蔵、使用および事故発生時における化学物質の取扱い方法が記載してあります。

現在、表示システムの不調和は2つの側面から起きています。第一に、各国の表示システムが異なっていること、第二に、しばしば消費者用と輸送用の表示が異なることです。2つの異なるラベル表示が求められているため、化学産業界は製品の置かれる場所や状況に応じてラベルを貼り換えるか、あるいは製品が工場から市場へと出荷される行程の最初の段階で複数のラベルを貼るという2つの解決策をとってきました。しかし、どちらの方法も混乱の原因となっています。

1992年、リオデジャネイロで行われた地球サミットにおける議論の結果、

OECD は分類と表示システムの調和に関するプログラムを創設するに至りました。また国際労働機関(ILO)も、ラベル表示、有害を表すマーク、絵文字などの有害性を伝達するツールを調和させるプログラムを開始しました。

その後の10年間に、OECDとILOのプログラムは、人間の健康と水環境にとって有害なほとんどの化学物質に対する分類と表示のための包括的な基準を開発しました。OECDとILOの共同開発による、有害化学物質の分類と表示に関する世界調和システム(GHS)は2002年9月、「持続可能な開発」について討議されたヨハネスブルク世界首脳会議において、優れた業績として評価され、2002年12月に国連社会経済理事会によって採択されました。

有害化学品の分類と表示に 関する世界調和システム(GHS)は 2002年の持続可能な開発に関する 世界首脳会議において



現在、OECD プログラムは今まで問題にされていなかった有害性(例えば、上気道に炎症を起こさせたり、水に接することで有毒ガスを発生したり、眩暈や麻薬に似た症状を引き起こす化学物質の有害性など)に焦点を当てて活動しています。また、OECD は今後も科学の進歩と共にGHS を更新していく責任を担っています。

さらに、OECD はILO、UNITAR (国連訓練調査研修所) と共に、GHS の実施に必要な基本的施設のない途上国 に支援を行っています。そのような国々が化学物質を 管理し特に労働者と環境を守る能力を養うのを支援す ることを目的としています。

意志決定を 行うための ツール

リスク評価

リスク評価プログラムは、化学物質のリスク評価の方法を改善するために様々な活動を行っています。リスク評価を行うに当たって以前よりも精巧かつ全体的なアプローチを行うためのツールボックスを開発することがその目的です。

プログラム中のいくつかの活動は、リスク評価の主要部分である化学物質の暴露評価に焦点を当てており、現在、次のようなプロジェクトが進行中です。

化学物質の有害性とリスクを 推定する方法を共に開発する プログラムです



- 特定の産業における化学物質の排出量推計シナリオ を作成する。
- コンピュータ計算モデルとモニタリング結果を用いた暴露評価のためのガイダンスを作成する。
- 農薬への職業暴露の評価ガイダンスを作成する。
- 環境・職業・消費者暴露を報告するためのフォーマットを作成し、そのような報告の一貫性、透明性を 高める。

また、プログラムには、リスク評価プログラムのもう一つの主要部分である化学物質の有害性評価を改善するための新しいプロジェクトも含まれています。このプロジェクトではQSARs (定量的構造活性相関)と呼ばれる技術に注目しており、特に化学物質の分子構造から有害性

を推定するための妥当な方法を収集する予定です。このような技術の利用に 関するガイドラインは、各政府における有害化学物質のスクリーニングに役 立ち、より効率的にリスク評価を行うことを可能にします。

リスク評価の個々の問題に取り組む一方で、本プログラムは協力体制の促進と全体的なプロセス向上のための活動も行っています。例えば、政府がリスク評価の方法を検索できるようにデータベースを開発しました。また、WHOと共に専門用語を統一させ、リストを作成しました。これは各政府が共同で作業を行う際に役立ちます。また、OECD 加盟国が、製造から廃棄

に至るまでの(いわゆるゆりかごから墓場までの)化学製品の影響を評価する際に利用できる「ライフサイクル解析」のためのツールの開発も行っています。

リスク管理

リスク管理プログラムは、化学製品管理の最終段階、つまり一方でリスクを 最小限に抑えながら、社会が化学製品の便益を享受できるようにするための 化学製品利用の管理方法の決定に関するものです。このプログラムでは加盟 国政府が使用可能なツールの開発、およびリスク管理の成功事例の情報交換 を促進させるための活動をしています。

例えば、次のような活動をしています

- リスク管理に関する意志決定に使用される社会経済 分析の実施方法に関する政府向けガイダンスを作成 する。
- 化学製品の消費者とのリスクコミュニケーションに 関する政府向けガイダンスを作成する。
- 生産者が、化学物質の潜在的な有害性を研究・開発 段階で同定できるようなスクリーニングツールのデ ータベースを開発する。
- 化学物質のライフサイクルの把握に基づいた暴露量 の削減方法について政府と産業界へ情報を提供する。

持続可能な化学は 環境に優しい 化学製品と製造工程の開発を 促進させます



最も重要な活動の一つは「持続可能な化学」の促進に関するものです。この活動は、環境にやさしい化学製品(汚染の程度の少ない溶媒等)や製法(再利用可能な原料の使用等)の開発につながる科学の進歩を支援するものです。このプログラムでは、OECD 加盟国における持続可能な化学のための活動の電子情報センターの開設、有望な新技術に対する国の褒賞の付与方法に関する助言およびこの分野における研究の進め方に関するガイダンスの提供、持続可能な化学の実践と理論を教育課程に組み込む方法の提案を行う予定です。

リスク管理プログラムは、OECD 加盟国政府と産業界が共に個別問題の解決に取り組む機会を創出しています。例えば、臭素系難燃剤(燃焼を抑えるためにプラスチック製品や繊維製品に添加されている化学物質)の生産者から成る産業界の自主的な取り組みをまとめましたが、これは臭素系難燃剤の中でも最も有害なものの使用を取りやめ、その他のものに関しては環境への排出を最小限に抑えるために生産工程を改善することを目的としています。また、再充電可能なバッテリーの生産者および使用者もOECDとともに回収・リサイクルを促進する方法の検討に取り組んでいます。

OECD 加盟国政府と産業界 および NGO は 化学物質のリスクを管理する ために共に活動しています

関連プログラム

農薬

農薬プログラムは、農業用防除剤(農薬)と「バイオサイド(殺生物剤))」と呼ばれる非農業用防除剤を対象としたプログラムです。両者について、試験および評価方法の調和を図ること、およびワークシェアリングとリスク削減を促進することを目的としています。

農薬に関する活動は主に3つの領域に分けられています。

このプログラムは 農薬の登録とリスク削減に関する ワークシェアリングを 促進します 第一に、農薬プログラムは農業で使用される化学農薬および生物農薬の評価におけるOECD 加盟国の協力体制を支援しています。この目的達成のために、農薬を登録する際に使用される2種類の主要書類の国際的な様式を作成しました。1つは産業界が農薬の申請時に試験データを提出する際に用いる書類(ドシエ)の様式で、もう1つは、OECD 加盟国政府による試験データの評価結果をまとめた評価報告書(モノグラフ)の様式です。

この2つの様式を定めたことによって、農薬の評価における質と一貫性が向上しました。また、OECD 加盟国は協力体制を築くことが容易になり、産業界は同様の書類一式を別々の国に提出することが可能になり負担が軽減しました。

第二に、農薬プログラムは、人や環境にほとんど、または全く害を及ぼすことのない、フェロモン、微生物および天敵農薬の3種類の生物農薬に関する主たるデータ要求項目(申請時に要求される基本的試験等)の調和を図る活動を行っています。こうした製品の登録を促進し、国際貿易の障壁を除去することを目的としています。

第三に、農薬プログラムは、農薬リスクの削減のためさまざまな活動をしています。それらの活動には、情報交換を促進し、リスク削減の目標や手段に一定の評価と信頼性を与え、リスク削減を促進させるための戦略構築の機会

を提供し、そして他の団体に対してリスク削減への参加・協力を呼びかける ことが含まれます。

バイオサイドプログラムは農薬プログラムよりも数年遅れて開始されましたが、農薬に関する活動と類似した活動が行われています。

バイオサイドは、家庭や病院で使われる殺菌消毒剤、木材防腐剤、船および 水中建造物の防汚剤、家庭および産業で使用される害虫、ねずみの駅除剤等 様々な製品によって構成されています。バイオサイドは製品の種類が多いだ けでなく、国によって規制方法もそれぞれ異なっています。農薬に分類する 政府もあれば、工業用化学品として扱っている政府、そして完全に別のグル ープとして扱っている政府もあります。

初期段階において、バイオサイドプログラムは次のような目的のため活動しました。

- ラベル表示内容の妥当性を確保するために、製品の 効能に対する試験の調和を図る。
- 特定のバイオサイドの環境への排出量、その残留期間、およびその影響を予測するための「排出シナリオ」を作成する。
- ■リスク削減手法に関する情報の共有を促進する。

バイオサイドプログラムは農薬プログラムと共に、製品の再評価のワークシェアリングを支援する電子データベース構築に取り組んでいます。データベースには農薬とバイオサイドの評価報告書とその評価を実施した国、あるいはこれから実施する予定の国がリストアップされています。このデータベースは評価報告書の交換を盛んにし、加盟国が新規の評価について協力する際に役立っています。データベース構築後、少なくとも1000件の報告の交換が行われています。



化学品事故

化学品事故プログラムは、有害物質の使用者または取扱者、化学工場で働く人またはその近くに住む人すべてに関わるテーマに取り組んでいます。本プログラムは、OECD 加盟国における化学品事故の防止や、事故が発生した場合の適切な対応を支援するものであり、以下の3分野で活動を行っています。

- 化学品事故の防止・対策・対応に関するガイダンスの作成
- OECD 加盟国および非加盟国双方の情報や経験の共有の促進
- ■特殊な問題の分析

化学品事故の
防止・対策・対応のための
OECD の指導原則は
世界中で利用されています



第一の分野においては、化学品事故プログラムの最も 重要な成果の一つとして、「化学品事故防止・対策・対 応のためのOECD 指導原則:公共機関、産業界、労働 者、その他のためのガイダンス(OECD Guiding Principles for Chemical Accident Prevention, Preparedness and Response: Guidance for Public Authorities, Industry, Labour and Others)」が挙げられ ます。この指導原則では、有害化学物質の生産、使用、 取扱いに携わる全ての関係者の責任を説明しており、 設備の設計や建築から操業および維持管理、社員の教 育・研修、地域住民への啓蒙、緊急時計画・対応に至 るまで、化学事故の防止・管理に関するあらゆる点が 網羅されています。

1992年に初めて公表された後、数カ国後に翻訳され世界中で利用されています。最新情報を加えた第二版が2003年に発行される予定であり、この新版では、補足として次の3つの分野におけるガイダンスが含まれることになっています。(訳注:第二版は2003年6月に発行)

■ 安全性の改善を図るための活動の効果を定量化する「安全性実施指標 (safety performance indicators) | の開発について

- 化学品事故が人の健康に及ぼす影響の予測と対応について
- ■港湾における化学物質の安全性の促進について

(国際海事機関(IMO)と共同で作成)

港湾は常に人や機械が動き回り、さまざまな言語と文化が行き交い、有 害な製品の船積みについてラベルが一貫していないといった特長を有し ています。

ガイダンス文書の大部分は、情報や助言を得るために本プログラムが主催する、あらゆる関係者が参加するワークショップに基づいて作成されています。 毎年新たなワークショップが新たな問題を検討するために開催されており、 その結果はホームページに掲載されています。

第二の活動分野では、各国が化学品事故についての情報を共有し、お互いの 経験から学びあえるよう支援を行っています。最近の活動として次のものが 挙げられます。

- 化学品事故の報告体制の確立 (現在は欧州委員会重大災害局(MAHB)が管理)
- 国連環境計画(UNEP)と国連の人道問題調整事務所 との協力により進められている、化学品事故緊急セ ンター国際ダイレクトリー(International Directory of Emergency Response Centers for Chemical Accidents) の発行と更新
- 中小企業に化学品事故のリスクとその防止および事故後対応に対する意識を高めてもらうための活動 (ワークショップの開催、ホームページ開設、パンフレットの作成など)
- ■リスクコミュニケーションのワークショップの開催

化学工場のための 安全パフォーマンス指標 の開発が行われています

第三の活動分野は化学品事故の防止と地域への対応に特定した問題を扱っており、次のような例が挙げられます。

- 緊急時の計画と対応における近年の進展
- 産業事故発生時に起こり得る急性毒性を有する化学物質への短期的暴露

による健康影響を評価する「急性暴露 ガイドラインレベル」の開発のため の科学的手法

■ 危険な設備の評価(このプロジェクトはインターネットデータベース「化学品事故リスク評価シソーラス」(CARAT)を生み出しました。関連する法律、条例、政策、用語の定義、ケーススタディーなどが掲載されています。)

化学品事故プログラムはUNEP、国連欧州経済委員会、WHO、IMO、ILO などの他の国際機関との密接な協力の下にすすめられています。また、産業界、労働団体、各地域の行政機関、学界、環境団体、地域団体、非加盟国の代表なども本プログラムの活動に参加しています。

環境汚染物質排出移動登録(PRTR)

PRTR は、化学物質を使用または生産する施設からの排出による汚染状況を 把握するために OECD 加盟国政府が使用している基本ツールの一つです。 また、PRTR は一般の人々にとって、工場から排出または移動する化学物質 に関する重要な情報源でもあります。PRTR は、政府によって選定された有 害化学物質の大気、水、土壌への排出および処理・処分のために移動される

事業所は、化学物質の 排出量および移動量を 環境媒体ごとに報告します



廃棄物に関するデータベースです。これは、毎年あるいは法規等が定める一定期間ごとに事業所から報告されるデータを基に作成されます。事業所は公的に、排出または移動した化学物質の種類と量を環境媒体ごとに報告します。

PRTR の際立った特長は、一般的な環境法に見られるように、例えば大気への排出と水域への排出とが別々に報告されるということがなく、1事業所のすべての(媒体別排出)データが利用できるという点です。すなわち、1つの媒体から別の媒体へ排出先を変えることによって排出を「隠す」ということはできません。これらのデータは一般に公開され、通常インターネットを通じて入手することができます。

PRTR は化学およびその他の業界の動向の追跡、問題地点の特定、および汚染防止に関する優先順位の設定について重要な情報源となっています。PRTR は化学物質の管理や環境保全措置の改善を考える産業界の上層部、安全性と効率の向上を目指す工場管理者、行政の規制担当者、暴露の可能性を知りたいと考える産業施設付近の住民など、様々な人々に重要な情報を提供します。PRTR は化学物質に関する比較的新しいツールですが、これを有するOECD 加盟国の数は増加しています。

PRTR プログラムは、各国に汚染物質の排出に関するデータベースの構築・改善とその情報の一般への公開とを要請した1992年のリオデジャネイロ地球サミットにおける勧告に対応するものとして創設されました。本プログラムは、PRTR の構築方法を説明するガイダンスマニュアルの作成からスタートし、現在次の活動に取り組んでいます。

- 各国におけるPRTR の構築の支援
- ■汚染物質の排出・移動量の推計技術の向上
- ■PRTR データ活用の改良と促進
- 各国のPRTR データの共有と比較の促進
- 国際的PRTR 活動の調整

PRTR は効率の向上や環境保全対策の改善を考える産業界の指導者にとって重要な情報を提供します

バイオテクノロジーの安全性

遺伝子組み換え生物を作り出す最新のバイオテクノロジーの利用は、OECD 加盟国において現在最も論争になっている問題の1つです。バイオテクノロジー分野における規制監督の調和に関するプログラムおよび新規の食品および飼料の安全性に関するプログラムはこの問題に焦点をあてています。前者は環境に対する安全性について、後者は食品と飼料の安全性について取り扱っています。

両プログラムの目的は3つあります。OECD 加盟国がGMO の潜在的なリスクを評価し、高水準の安全性を確保するのを支援すること、各国におけるGMO 産物の規制の過程についての対話や相互理解を促進すること、そして非関税貿易障壁をなくすことです。この2つのプログラムは、1999年にG8各国首脳がバイオテクノロジーおよび食品の安全性に関する問題に取り組むようOECD に要請したときのように、専門家の助言に対する要望にも対応しています。

両プログラムは主に4つの分野で活動を行っています。

第一の分野は、GMO が人間・動物の健康や環境に及ぼし得る潜在的リスクを特定するための科学的知見の共通の基盤の構築に関するものです。これは環境安全性評価および食品安全性評価に必要な重要情報をまとめた「コンセンサス文書」の作成を通して行われます。環境安全性に関する文書には分類法、病原性、微生物における遺伝子伝達などの問題への取り組み方についての助言も掲載されています。さらに、食品安全性に関する文書は、遺伝子組み換え作物が組換えの行われていない同種の作物と同様、または実質的に同程度安全であるか否かを各国政府が判断できるようにしています。

第二の活動としては、OECD 加盟国における遺伝子組み換え産物の規制および商品化に関する情報を掲載しているウェブサイトである、バイオトラック・オンライン・データベースの維持があります。バイオトラック・オンラインでは、国内の規制システム、特定産物の実地試験、および販売が認められた産物に関する情報が提供されています。最近は産物にコード番号

(unique identifiers)がつけられ、どこでその産物が認可されたか、どのような決議の過程を経て認可に至ったのかが、簡単にわかるようになりました。バイオトラック・オンラインにはコンセンサス文書も含まれており、また、カルタへナ議定書に基づいて生物多様性条約事務局(SCBD)が設立した「バイオセーフティ情報交換機構(BCH)」や、国連工業開発機関(UNIDO)のBiosafety Information Network and Advisory Service 等のデータベースにもリンクしています。

第三の分野の活動は、OECD 加盟国と開発途上国の専門家が共に課題に取り 組むことのできるワークショップや会議を開催することです。オープンかつ 有益な対話の場を持ち、経験の少ない国がOECD の基準にみあったリスク 評価を行えるよう支援する事を目的としています。

例えば、2001年11月には、"バイオテクノロジーによって改変された生物 (LMOs)" の環境への排出を評価する基礎となる科学的知見について議論する会議が開催されました。会議はLMOs の中で最も一般的である遺伝子組み替え作物に焦点があてられましたが、遺伝子組み替え魚や樹木についても議論されました。

2002 年 9 月に行われた第 2 回会議では、OECD 加盟国、ロシアおよび周辺の新独立国家 (NIS) の専門家たちを集め、新規食品・飼料の安全性評価についての討議が行われました。

このプログラムでは 遺伝子組み換え生物 (GMO)の 安全性を評価するための 重要な情報を提供しています

第四の活動分野は、同一の科学的知見を利用していながら、遺伝子組み替え植物に関する判断がOECD 加盟国ごとに異なっている状況とその理由を明らかにすることです。ここでは、通商問題を引き起こしかねない認識の違いを減らすことを目的としています。

環境、保健および安全に関する OECD 理事会決議、 および刊行物

理事会決定および決定・勧告

Decision concerning the Mutual Acceptance of Data in the Assessment of Chemicals [C(81)30]

化学物質の評価におけるデータ相互受入に関する理事会決定

Decision concerning the Minimum Pre-Marketing Set of Data in the Assessment of Chemicals [C(82)196]

化学物質評価における上市前最小データセットに関する理事会決定

Decision-Recommendation on Further Measures for the Protection of the Environment by Control of Polychlorinated Biphenyls [C(87)2] ポリ塩化ビフェニルの規制による環境保護のための追加対策に関する理事会決定・勧告

Decision-Recommendation on the Systematic Investigation of Existing Chemicals $\left[\mathrm{C}(87)90\right]$

既存化学物質の体系的調査に関する理事会決定・勧告

Decision on the Exchange of Information concerning Accidents Capable of Causing Transfrontier Damage [C(88)84]

越境被害の発生しうるような事故に関連した情報交換に関する理事会決定

Decision-Recommendation concerning Provision of Information to the Public and Public Participation in Decision-making Process related to the Prevention of, and Response to, Accidents Involving Hazardous Substances [C(88)85]

有害物質が関係する事故の防止と対応に関する意思決定プロセスへの市民参加および市民への情報提供に関する理事会決定・勧告

Decision-Recommendation on Compliance with Principles of Good Laboratory Practice $[\mathrm{C}(89)87]$

優良試験所基準の遵守に関する理事会決定・勧告

Decision-Recommendation on the Co-operative Investigation and Risk Reduction of Existing Chemicals [C(90)163] 既存化学物質の共同調査とリスク削減に関する理事会決定・勧告

Decision on the Adherence of Non-Member Countries to the Council Acts Related to the Mutual Acceptance of Data in the Assessment of Chemicals [C(97)114]

化学物質評価データの相互受入に関連した理事会決議の非加盟国の遵守に関する理事会決定

理事会勧告

Recommendation of the Council on the Determination of the Biodegradability of Anionic Synthetic Surface Active Agents [C(71)83]

陰イオン合成界面活性剤の生物分解性の評価に関する理事会勧告

Recommendation of the Council on Measures to Reduce all Man-Made Emissions of Mercury to the Environment [C(73)172] 水銀の人為的環境排出の削減策に関する理事会勧告

Recommendation of the Council on the Assessment of the Potential Environmental Effects of Chemicals [C(74)215] 化学物質の潜在的な環境影響評価に関する理事会勧告

Recommendation of the Council establishing Guidelines in Respect of Procedure and Requirements for Anticipating the Effects of Chemicals on Man and in the Environment [C(77)97]

化学物質の人と環境への影響評価の手続きと要件に関するガイドライン作成 理事会勧告

Recommendation of the Council concerning the Protection of Proprietary Rights to Data Submitted in Notifications of New Chemicals [C(83)96] 新規化学物質の届出において提出されたデータの所有権保護に関する理事会 勧告

Recommendation of the Council concerning the Exchange of Confidential Data on Chemicals $[\mathrm{C}(83)97]$

化学物質に関する機密データ交換に関する理事会勧告

Recommendation of the Council concerning the OECD List of Non-Confidential Data on Chemicals [C(83)98] 化学品非機密的データのOECD リストに関する理事会勧告

Recommendation of the Council concerning Information Exchange Related to Export of Banned or Severely Restricted Chemicals [C(84)37] 禁止または厳重に規制された化学物質の輸出に関連する情報の交換に関する理事会勧告

Recommendation of the Council concerning the Application of the Polluter-Pays Principle to Accidental Pollution $[\mathrm{C}(89)88]$

事故的汚染に対する汚染者負担原則の適用に関する理事会勧告

Recommendation of the Council concerning Chemical Accident Prevention, Preparedness and Response $[\mathrm{C}(92)1]$

化学事故防止・対策・対応に関する理事会勧告

Recommendation of the Council on Implementing Pollutant Release and Transfer Registers [C(96)41]

PRTR の実施に関する理事会勧告

理事会決議

Resolution of the Council concerning the Declaration on Risk Reduction for Lead [C(96)42]

鉛に対するリスク削減の宣言に関する理事会決定

EHS 刊行物リスト(抜粋)

以下に示したのは、最近のEHS 刊行物のリストです。すべての刊行物を含んだリスト、およびその多くについての本文はEHS のホームページで入手することができます。(www.oecd.org/ehs)また、部数が限られていますがハードコピーの入手も可能です。OECD 環境局、環境保健安全課へお問い合わせください。

EHS 刊行物は金額が特に示されていなければ無料で提供できます。原文は 英語ですが、他の言語に翻訳されたものもあります。

EHS プログラム

Savings to Government and Industry Resulting from the Environment, Health and Safety Programme (1998)

試験・評価シリーズ

OECD Guidelines for Testing of Chemicals (初版 1981 年、改訂 1993 年、最新版 1998 年)

No.1, Guidance Document for the Development of OECD Guidelines for Testing of Chemicals (1995)

No.9, Guidance Document for the Conduct of Studies of Occupational Exposure to Pesticides During Agricultural Application (1997) No.17, Environmental Exposure Assessment Strategies for Existing Industrial Chemicals in OECD Member Countries (1999)

No.18, Report of the OECD Workshop on Improving the Use of Monitoring Data in the Exposure Assessment of Industrial Chemicals (2000)

No.19, Guidance Document on the Recognition, Assessment and Use of Clinical Signs as Humane Endpoints for Experimental Animals Used in Safety Evaluation (2000)

No.20, Revised Draft Guidance Document for Neurotoxicity Testing (2000)

No.21, Detailed Review Paper: Appraisal of Test Methods for Sex-Hormone Disrupting Chemicals (2002)

No.22, Guidance Document for the Performance of Out-door Monolith Lysimeter Studies (2000)

No.23, Guidance Document on Aquatic Toxicity Testing of Difficult Substances and Mixtures (2000)

No.24, Guidance Document on Acute Oral Toxicity (2000)

No.25, Detailed Review Document on Hazard Classification for Specific Organ Toxicity (2000)

No.26, Revised Analysis of Responses Received from Member Countries to the Questionnaire on Data Requirements for Acute Oral Toxicity (2001)

No.27, Guidance Document on the Use of the Harmonised System for the Classification of Chemicals which are Hazardous for the Aquatic Environment (2001)

No.28, Guidance Document for the Conduct of Skin Absorption Studies (作成中) No.29, Guidance Document on Transformation/Dissolution of Metals and Metal Compounds in Aqueous Media (2001)

No.30, Detailed Review Document on Hazard Classification Systems for Mixtures (2001)

No.31, Detailed Review Paper on Non-Genotoxic Carcinogens Detection: The Performance In-Vitro Cell Transformation Assays(作成中)

No.32, Guidance Notes for Analysis and Evaluation of Repeat-Dose Toxicity Studies (2002) (農薬シリーズにもリストされています)

No.33, Harmonised Integrated Classification System for Human Health and Environmental Hazards of Chemical Substances and Mixtures (2001)

No.34, Guidance Document on the Development, Validation and Regulatory Acceptance of New and Updated Internationally Acceptable Test Methods in Hazard Assessment (作成中)

No.35, Guidance Notes for Analysis and Evaluation of Chronic Toxicity and Carcinogenicity Studies (2002) (農薬シリーズにもリストされています)

No.36, Report of the OECD/UNEP Workshop on the Use of Multimedia Models for Estimating Overall Environmental Persistence and Lon-Range Transport in the Context of PBTs/POPs Assessment (2002)

No.37, Detailed Review Document on Classification Systems for Substances which Pose an Aspiration Hazard (2002)

No.38, Detailed Background Review of the Uterotrophic Assay, Summary of the Available Literature in Support of the Project of the OECD Task Force on Endocrine Disrupters Testing and Assessment (EDTA) to Standardise and Validate the Uterotrophic Assay (2002)

優良試験所基準およびその遵守の監視シリーズ

No.1, OECD Principles of Good Laboratory Practice (1997 年改訂)

No.2, Revised Guides for Compliance Monitoring Procedures for Good Laboratory Practice (1995)

No.3, Revised Guidance for the Conduct of Laboratory Inspections and Study Audits (1995)

No.4, Quality Assurance and GLP (1999 年改訂)

No.5, Compliance of Laboratory Suppliers with GLP Principles (1999 年改訂)

No.6, The Application of the GLP Principles to Field Studies (1999 年改訂)

No.7, The Application of the GLP Principles to Short-term Studies (1999 年改訂)

No.8, The Role and Responsibilities of the Study Director in GLP Studies (1999 年改訂)

No.12, Advisory Document of the Panel on Good Laboratory Practice: Requesting and Carrying Out Inspections and Study Audits in Another Country (2000)

No.13, The Application of the OECD Principles of GLP to the Organisation and Management of Multi-site Studies (2002)

リスク管理シリーズ

No.8, Proceedings of the OECD Workshop on the Effective Collection and Recycling of Nickel-Cadmium Batteries (1999)

No.9, Proceedings of the OECD Workshop on the Integration of Socio-Economic Analysis in Chemical Risk Management Decision Making (1999)

No.10, Proceedings of the OECD Workshop on Sustainable Chemistry (1999)

No.11, Guidance for Conducting Retrospective Studies on Socio-Economic Analysis (1999)

No.12, Lead Risk Management Activities in OECD Countries, 1993 to 1998 (2000)

No.13, Framework for Integrating Socio-Economic Analysis in Chemical Risk Management Decision-Making (2000)

No.14, Technical Guidance Document on the Use of Socio-Economic Analysis in Chemical Risk Management Decision-Making (2002)

No.15, Need for Research and Development Programmes in Sustainable Chemistry (2002)

No.16, OECD Guidance Document on Risk Communication for Chemical Risk Management (2002)

農薬シリーズ

The OECD Pesticide Programme: 10-Year Anniversary Brochure (2002)

No.1, Data Requirements for Pesticide Registration in OECD Member Countries: Survey Results (1994)

No.3, Data Requirements for Registration of Biopesticides in OECD Member Countries: Survey Results (1996)

No.4&5 Activities to Reduce Pesticide Risks in OECD and Selected FAO Countries (1996)

OECD Guidance for Industry Data Submissions on Plant Protection Products and their Active Substances-Dossier Guidance (1998, 1999 年改訂)

OECD Guidance for Country Data Review Reports on Plant Protection Products and their Active Substances-Monograph Guidance (1998)

No.7, OECD Survey on the Collection and Use of Agricultural Pesticide Sales Data: Survey Results (1999)

No.8, Report of the OECD/FAO Workshop on Integrated Pest Management and Pesticide Risk Reduction (1999)

No.9, Report of the Survey of OECD Member Countries' Approaches to the Regulation of Biocides (1999)

Report of the OECD-FAO-UNEP Workshop on Obsolete Pesticides (2000)

No.10, Guidance Notes for Analysis and Evaluation of Repeat-Dose Toxicity Studies (2000) (試験・評価シリーズにもリストされています)

No.11, Survey of Best Practices in Regulation of Pesticides in 12 OECD Countries (2001)

No.12, Guidance for Registration Requirements for Pheromones and Other Semiochemicals Used for Arthropod Pest Control (2001)

No.13, Report of the OECD Workshop on Sharing the Work of Agricultural Pesticide Reviews (2002)

No.14, Guidance Notes for Analysis and Evaluation of Chronic Toxicity and Carcinogenicity Studies (2002)

(試験・評価シリーズにもリストされています)

No.15, Persistent, Bioaccumulative and Toxic Pesticides in OECD Member Countries- Results of Survey on Data Requirements and Risk Assessment Approaches (2002)

Report of the OECD Pesticide Aquatic Risk Indicators Expert Group (2000)

Report of the OECD Workshop on the Economics of Pesticide Risk Reduction in Agriculture (2002)

化学品事故シリーズ

Guiding Principles for Chemical Accident Prevention, Preparedness and Response (1992 年: 第二版は 2003 年6 月に発行)

(1996 年に発行された 2 種類のガイダンス文書 Guidance Documents は指導原則 Guiding Principles と併用するものです)

International Directory of Emergency Response Centres (1992 年 UNEP と共同で作成:現在改訂中)

No.4, Report of the OECD Workshop on Human Performance in Chemical Process Safety: Operating Safety in the Context of Chemical Accident Prevention, Preparedness and Response (1999)

No.5, Report of the OECD Workshop on New Developments in Chemical Emergency Preparedness and Response (2001)

No.6, Report of the OECD Expert Meeting on Acute Exposure Guideline Levels (AEGLs) (2001)

No.7, Report of the Special Session on Environmental Consequences of Chemical Accidents (2002)

No.8, Report of the OECD Workshop on Audits and Inspections Related to Chemical Accident Prevention, Preparedness and Response (2002)

No.9, Report of the OECD Workshop on Integrated Management of Safety, Health, Environment and Quality (2002)

Internet Publication, Report of CCPS/OECD Conference and Workshop on Chemical Accident Investigations (2002)

Special Publication (2nd edition), International Directory of Emergency Response Centres for Chemical Accidents (2002)

PRTR シリーズ

Pollutant Release and Transfer Registers (PRTRs): A Tool for Environmental Policy and Sustainable Development-Guidance Manual for Governments (1996)

No.1, Proceedings of the OECD International Conference on Pollutant Release and Transfer Registers (PRTRs).

PRTRs: National and Global Responsibility. Tokyo, 9-11 September 1998. Part 1 (1999)

No.2, Proceedings of the OECD International Conference on Pollutant Release and Transfer Registers (PRTRs).

PRTRs: National and Global Responsibility. Tokyo, 9-11 September 1998. Part 2 (1999)

No.3, Presentation and Dissemination of PRTR Data: Practices and Experiences, Getting the Word and Numbers Out (2000)

Pollutant Release and Transfer Registers Implementation: Member Country Progress (2000)

No.4, Why Pollutant Release and Transfer Registers Differ: A Review of National Programmes (2001)

No.5, Resource Compendium of PRTR Release Estimation Techniques, Part 1: Summary of Point Source Techniques (2002)

Resource Compendium of PRTR Release Estimation Techniques, Part 1: Summary of Diffuse Source Techniques (2002)

バイオテクノロジー分野における規制監督の調和シリーズ

No.1, Commercialization of Agricultural Products Derived through Modern Biotechnology: Survey Results (1995)

No.6, Consensus Document on Information Used in the Assessment of Environmental Applications Involving Pseudomonas (1997)

No.9, Consensus Document on the Biology of Triticum aestivum (Bread Wheat) (1999)

No.10, Consensus Document on General Information Concerning the Genes and Their Enzymes that Confer Tolerance to Glyphosate Herbicide (1999)

No.11, Consensus Document on General Information Concerning the Genes and Their Enzymes that Confer Tolerance to Phosphinothricin Herbicide (1999)

No.12, Consensus Document on the Biology of Picea abies (L.) Karst (Norway Spruce) (1999)

No.13, Consensus Document on the Biology of Picea glauca (Moench) Voss (White Spruce)(1999)

No.14, Consensus Document on the Biology of Oryza sativa (Rice) (1999)

No.15, Consensus Document on the Biology of Glycine max (L.) Merr. (Soybean) (2000)

No.16, Consensus Document on the Biology of Populus L. (Poplars) (2000)

No.17, Report of the OECD Workshop on Unique Identification Systems for Transgenic Plants (2001)

No.18, Consensus Document on the Biology of Beta vulgaris L. (Sugar Beet) (2001)

No.19, Report of the Workshop on the Environmental Considerations of Genetically Modified Trees (2001)

No.20, Consensus Document on Information used in the Assessment of Environmental Applications Involving Baculovirus (2002)

No.21, Consensus Document on the Biology of Picea Sitchensis (Bong.) Carr. (Sitka Spruce) (2002)

No.22, Consensus Document on the Biology of Pinus Strobus L. (Eastern White Pine) (2002)

No.23, OECD Guidance for the Designation of a Unique Identifier for Transgenic Plants (2002)

No.24, Consensus Document on the Biology of Prunus Sp. (Stone Fruits) (2002)

No.25, Module II: Phosphinothricin (2002)

Consensus Document on the Biology of Zea mays subsp. mays (Maize) (作成中)

Consensus Document on the Biology of Citrus (作成中)

Consensus Document on the Biology of Cotton (Gossypium spp.) (作成中)

新規の食品と飼料の安全性シリーズ

No.1, Consensus Document on Key Nutrients and Key Toxicants in Low Erucic Acid Rapeseed (Canola) (2001)

No.2, Consensus Document on Compositional Considerations for New Varieties of Soybean: Key Food and Feed Nutrients and Anti-nutrients (2001)

No.3, Consensus Document on Compositional Considerations for New Varieties of Sugar Beet: Key Food and Feed Nutrients and Anti-Nutrients (2002)

No.4, Consensus Document on Compositional Considerations for New Varieties of Potatoes: Key Food and Feed Nutrients, Anti-Nutrients and Toxicants (2002)

No.5, Report of the OECD Workshop on the Nutritional Assessment of Novel Foods and Feeds, Ottawa, February 2001 (2002)

No.6, Consensus Document on the Compositional Considerations for New Varieties of Maize (Zea mays): Key Food and Feed Nutrients, Anti-nutrients and Secondary Plant Metabolites (2002)

Consensus Document on the Compositional Considerations for New Varieties of Brad Wheat (Triticum Aestivum): Key Food and Feed Nutrients,
Anti-nutrients and Toxicants(作成中)

Consideration for the Safety Assessment of Animal Feedstuffs Derived from Genetically Modified Plants (作成中)

Report on the Questionnaire on Biomarkers, Research on the Safety of Novel Foods and Feasibility of Post Market Monitoring (作成中)

www.oecd.org/ehs

OECD Environment Directorate Environment, Health and Safety Division 2, rue André-Pascal 75775 PARIS CEDEX 16 FRANCE tel: +33.1.45.24.93.16

fax:+33.1.45.24.16.75 e-mail: ehscont@oecd.org www.oecd.org/ehs)